

名誉会員内規

この内規は名誉会員の推薦基準、推薦手続きおよび処遇等について定めるものである。

1. 推薦基準は次の通りとする。
本学会に特に大きな貢献があったと認められ、次の各号に該当する者。
 - 1) 本学会会員であって、30年以上継続して在籍していること。
 - 2) 評議員および理事の任に25年以上あった者で、大学教員にあつては退職後、臨床医にあつては70歳以上であること。
 - 3) 本学会の会長の任にあつた者。
 - 4) 日本接着歯学研究会創設当初より学会運営に貢献し、退職した者。
 - 5) 外国研究者で本学会の発展に寄与した者。
2. 名誉会員は理事の推薦に基づき、常任理事会で前条の各項について審議し、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得た者とする。
3. 名誉会員は年会費の納入は免除される。ただし、学会の役員になることはできない。
4. その他、機関誌の無料配布、学会からの諸通知および学術大会、総会、懇親会の招待を受けることができる。

附則 本内規は平成12年1月21日より施行する。